

埼玉・神明遺跡 しんめい

- 1 所在地 埼玉県行田市大字長野字原・鶴巻
- 2 調査期間 第四次調査 一九九四年(平6) 十一月～一九九五年九月
- 3 発掘機関 行田市遺跡調査会
- 4 調査担当者 中島洋一・門脇伸一
- 5 遺跡の種類 集落跡・居館跡
- 6 遺跡の年代 縄文時代、古墳時代～中世
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



(熊谷)

神明遺跡は、埼玉古墳群の北側に位置し、同古墳群の乗る低台地上に立地している。

調査は行田市長野工業団地の造成に伴うもので、四次(二次～五次)にわたり約六九〇〇㎡について調査を行なっている。その結果、縄文時代中期の土坑・集石、古墳時代から平安時代までの堅穴住居・高床式

倉庫・溝・土坑、中世の居館・掘立柱住居・堅穴状遺構・火葬墓・溝・土坑などが検出され、縄文土器・石器・土師器・須恵器・木器・紡錘車・陶磁器・漆器・石像・板石塔婆などが出土した。

今回報告する木簡(柿経)は、砲弾型に二重にめぐる居館跡の構え堀のうち、外堀の西側から出土した。これらは、堀の内側から外堀へ投棄されたと思われる状態で、堀底近くから五〇〇点以上とまって出土している。この堀は他に出土遺物が乏しく、かなり離れた北側の堀の中～上層から漆器椀一点が出土している以外には、めだった遺物は出土していない。

居館跡については全面調査が行なわれているが、遺物が極めて乏しく、居館全体及びその各遺構の年代については、現時点では中世と推測されるが判然としない。

8 木簡の釈文・内容

- (1)
 - ・「是諸世尊等 皆説一乘法 化無量衆生 令入於仏道」
 - ・「故仏於十方 而独無所畏 我以相嚴身 光明照世間」
(8下6～7・8中1～2) 214×10×1 011
 - ・「無量無数阿僧祇從地踊出汝等昔所未見」
 - ・「他方国土來者在於八方諸宝樹下師子座」
(41中1～2・41上4～5) (223)×11×1 019

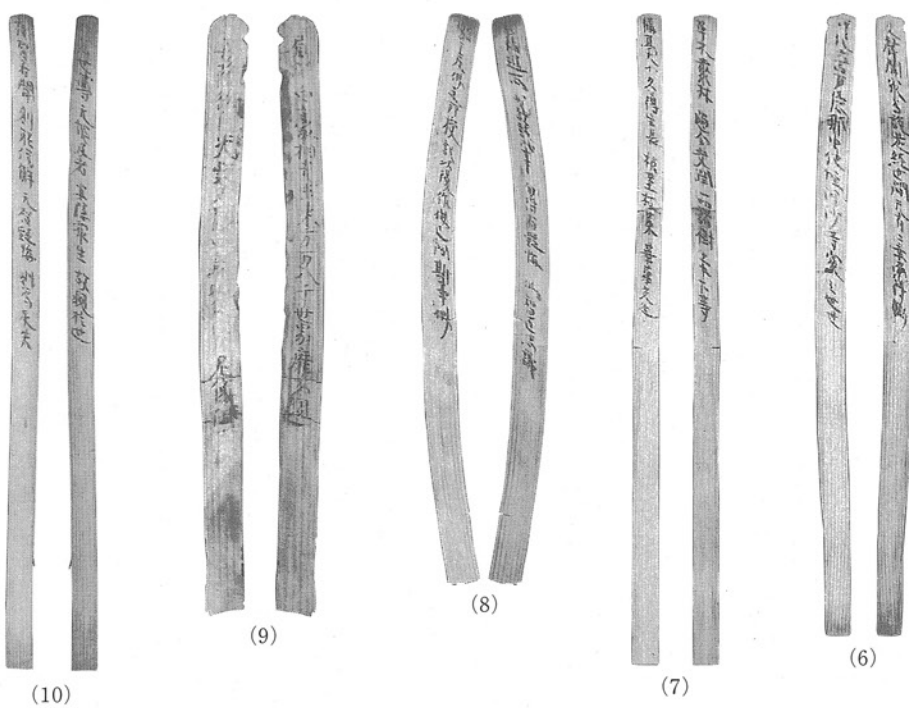
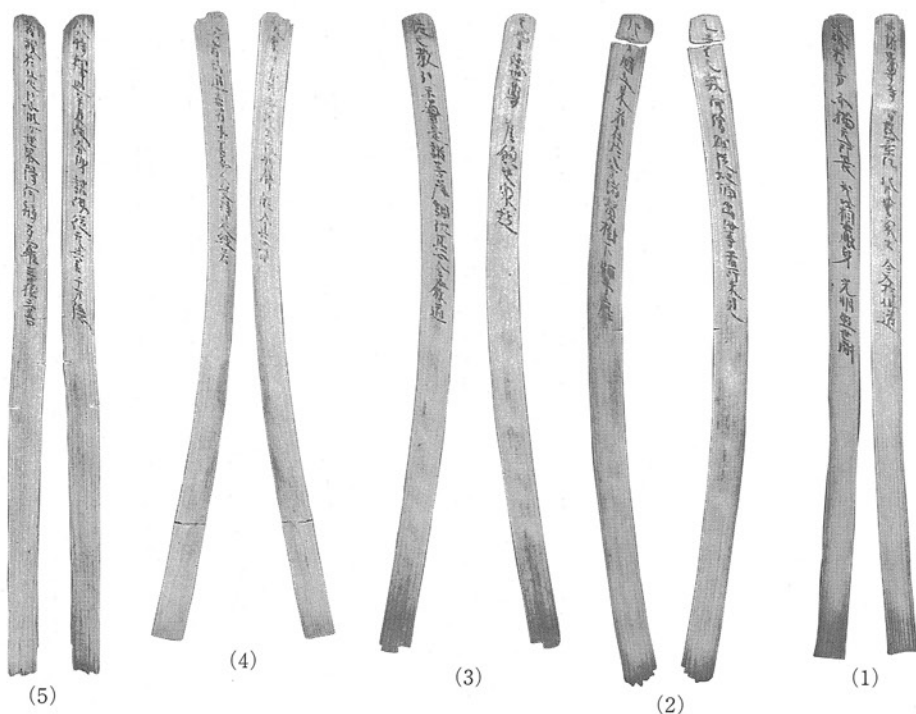
- (3) 「無量德世尊 唯願決衆疑」
 ・「提已教化示導是諸菩薩調伏其心令發道」
 (41上3・41中3・4) 213×11×1 011
- (4) 「於大衆中有所演說出深妙声能入其心皆」
 ・「次常精進若男子善女子受持是經若」
 (49中19・20・49中15) 210×10×1 011
- (5) 「爾時釈迦牟尼分身諸仏從無量千万億」
 ・「者我於是娑婆世界得阿耨多羅三藐三菩」
 (41上4・41中2・3) (221)×11×1 019
- (6) 「及声聞衆為說是經世間無有二乘而得」
 ・「所化六百万億那由他恒河沙等衆生世世」
 (25下22・23・25中20・21) 208×10×1 011
- (7) 「草不叢林 随分受潤 一切諸樹 上中下等」
 ・「称其大小 各得生長 根茎枝葉 華菓光色」
 (19下24・25・19下26・27) 218×8×1 011
- (8) 「当精進一心 我欲說此事 勿得有疑悔 仏智思議」
 ・「迦牟尼仏之所授記次後作仏以問斯事仏」
 (41上20・21・41上11・12) (190)×11×1 019

- (9) 「眉間白毫相光照東方万八千世界靡不周」
 ・「菩薩欲自決疑又觀四衆比丘比丘尼優婆」
 (2中16・17・2下3・4) (200)×14×1 019
- (10) 「我為世尊 無能及者 安隱衆生 故現於世」
 ・「有智若聞 則能信解 無智疑悔 則為永失」
 (20上9・10・19下12・13) 218×8.5×1 011

いずれも『妙法蓮華經』の經文を書写した柿經で、一行に一七文字程度が書写されている。法量の上に『大正新脩大藏經』第九卷法華部の頁・段・行を示した。(1)は卷第一方便品第二。(2)(3)(5)(8)は卷第五從地踊出品第十五。(4)は卷第六法師功德品第十九で、裏は本来經典では「次常精進若善男子…」であるところが、「善」の一字が抜けている。(6)は卷第三化城喻品第七。(7)(10)は卷第三葉草喻品第五。

(9)は卷第一序品第一。以上の經典が写經されている。經文が表裏で続くものは(7)のみで、他はいずれも近い部分ではあるが經文は続いていない。しかしながら、(2)表、(5)裏、(3)裏、及び(3)表、(5)表、(2)裏は、それぞれ經文が繋がっており、恐らく数本のへぎ板を扇子状に開いて片面に写し、それを裏返して続きを順に書写したものと思われる。

また、筆跡が数種類見られることから、複数の人間の手で写經が行なわれたものと思われる。



形態については、いずれも頭部が山型に浅く尖り、下部が平らになる塔婆状を呈するものと思われる。(10)は完存、(1)(4)(6)(7)もほぼ完存に近い状態と思われる。(1)(4)(5)(7)(8)は頭部の一部が欠損している。(2)(5)(8)(9)は下部が欠失しており、(3)は下部の一部が欠損している。(6)(9)は側部の一部が欠損、(6)は中央部の一部も欠損している。

なお、整理途中のため、今回報告したものは、保存処理を施した柿経の一部のみである。

また、経文以外の書写の経緯などに関わる記述は、未報告のものも含め、現時点では確認されていない。

9 関係文献

行田市教育委員会・行田市郷土博物館『第六回テーマ展 最新出土品展—平成四～六年度の発掘調査の成果—』(一九九五年)

行田市教育委員会『行田市文化財年報 平成六年度』(一九九六年)

同『行田市文化財年報 平成七年度』(一九九七年)

(中島洋一)

平安時代の俵の札のはなし

江戸末期の西田直養の随筆『笹舎漫筆』(『日本随筆大成』第二期)に、次のような話が記されている。

先年江戸にて猪飼正穀より、寛治年中の米一撮を得たり。是玉川のさにと、五郎左衛門といふ大農のありけるが、その庫おほきがなかに、ひとついにしへより開かぬ庫あり。いにし年それをひらきけるに、内にもみ俵おほくこめたり。その俵をひらきみしに、木札ありて寛治元年といふ文字ありしとぞ。それより、公に申上、また元の如くして、その米を世に出さずと也。その米を試に田舎人にとらせまかしめしけるに、生出て苗代となり、つひに八束穂の稲とはなりぬ。普通の稲に比れば、額をますこと尤おほし。七百年の米を再び土に生ぜしむること奇なるわざなりかし。とにかくに米をばもみにて儲べきことなり。

豪農の庫の俵から、寛治元年(一〇八七)と書かれた札が見付かったという。真偽不明ながら古くに俵中に札を納める場合があったことを窺わせる話のように思う。また内容物を記した札を外面に縛り付けた近世の俵が、北上市立博物館に展示されている。一目で中身のわかる後者の方が一般的、実用的であろう。では前者の札はどのような機能を果たしたのだろうか。(鈴木景二)